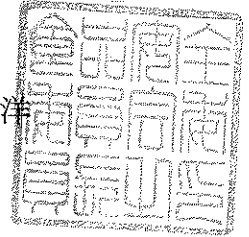




府 食 第 298 号  
平成 30 年 5 月 8 日

農林水産大臣  
齋藤 健 殿

食品安全委員会  
委員長 佐藤 洋



食品健康影響評価について（回答）

平成30年4月24日付け30消安第330号により貴省から当委員会に対し意見を求められた事項について、以下のとおり回答します。

記

今回意見を求められた、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第3条第1項の規定に基づき、アスタキサンチンの製造方法等の基準及び成分の規格を改正することについては、アスタキサンチン原体に、既に飼料添加物として使用されている物質及び飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）の別表第2の「3 飼料添加物一般の製造の方法の基準」（6）において賦形物質等として掲げられている物質を加えた液状製剤を飼料添加物として使用するためのものである。液状製剤のアスタキサンチンの飼料中含量は、現在使用されている製剤と比べても変わらない。また、当該液状製剤に使用されるアスタキサンチン以外の物質は、同省令上で、飼料中含量の上限が設定されておらず、液状製剤を使用した際の飼料に含まれる量を試算しても微量である。

以上のことから、本改正によって人の健康に及ぼす影響が変わるものではなく、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。